

「前橋市スポーツコミッション大会等開催助成金交付要綱」新旧対照表

要 綱 (旧)	要 綱 (新)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、前橋市内におけるスポーツに関する大会、スポーツイベント（以下「スポーツ大会等」と言う。）の誘致及び開催の推進を図るため、予算の範囲内において前橋スポーツコミッションスポーツ大会等開催助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>第2条 助成金交付の対象とするスポーツ大会等は、参加者（選手及び役員等を含む）の相当数が前橋市内に宿泊するもので、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。ただし、前橋スポーツコミッション会長（以下「会長」という。）が特に認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 前橋スポーツコミッション（以下「前橋SC」という。）の誘致支援活動によるもの</p> <p>(2) 前橋市内を主たる会場として開催される、会期が連続する2日以上のもの</p> <p>(3) 群馬県を含む4県以上から参加のあるもの（以下「ブロック規模」という。）で、県外から50人以上の参加が見込まれるもの</p> <p>(4) 前橋市のスポーツ、産業及び経済等の振興に寄与するもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を交付しない。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が主催するもの</p> <p>(2) 前橋市から助成を受けるもの</p> <p>(3) 政治的、宗教的な活動を目的とするもの</p> <p>(4) 特定企業の営利活動を主たる目的とするもの</p> <p>(5) 暴力団等反社会的勢力の利益となるもの</p> <p>(6) プロスポーツなど不特定多数の参加者から入場料等を徴収する興行等に類するもの</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、会長が不適当と認めるもの</p> <p>(助成金の額)</p> <p>第3条 助成金は、国内を次の8地区に分割し各地区から1都道府県以上の参加があるもの（以下「全国規模」という。）にあつては県外からの参加者数に1,000円、国外からの参加者数に3,000円、ブロック規模にあつては県外からの参加者に500円、国外からの参加者に1,500円を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、前橋市内におけるスポーツに関する大会、スポーツイベント（以下「スポーツ大会等」と言う。）の誘致及び開催の推進を図るため、予算の範囲内において前橋スポーツコミッションスポーツ大会等開催助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>第2条 助成金交付の対象とするスポーツ大会等は、参加者（選手及び役員等を含む）の相当数が前橋市内に宿泊するもので、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。ただし、前橋スポーツコミッション会長（以下「会長」という。）が特に認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 前橋スポーツコミッション（以下「前橋SC」という。）の誘致支援活動によるもの</p> <p>(2) 前橋市内を主たる会場として開催される、会期が連続する2日以上のもの</p> <p>(3) 群馬県を含む4県以上から参加のあるもの（以下「ブロック規模」という。）で、県外から50人以上の参加が見込まれるもの</p> <p>(4) 前橋市のスポーツ、産業及び経済等の振興に寄与するもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を交付しない。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が主催するもの</p> <p>(2) 前橋市から助成を受けるもの</p> <p>(3) 政治的、宗教的な活動を目的とするもの</p> <p>(4) 特定企業の営利活動を主たる目的とするもの</p> <p>(5) 暴力団等反社会的勢力の利益となるもの</p> <p>(6) プロスポーツなど不特定多数の参加者から入場料等を徴収する興行等に類するもの</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、会長が不適当と認めるもの</p> <p>(助成金の額)</p> <p>第3条 助成金は、国内を次の8地区に分割し各地区から1都道府県以上の参加があるもの（以下「全国規模」という。）にあつては県外からの参加者数に<u>500円</u>、国外からの参加者数に<u>1,500円</u>、ブロック規模にあつては県外からの参加者に<u>250円</u>、国外からの参加者に<u>750円</u>を乗じて得た額の合計額とする。</p>

北海道・東北地区：北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
関東地区：茨城県・栃木県・群馬県・山梨県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
北信越地区：新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県
東海地区：静岡県・愛知県・岐阜県・三重県
近畿地区：滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国地区：鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国地区：徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州・沖縄地区：福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

2 前条第1項の各号の要件に該当し、かつ日本スポーツ協会加盟団体、日本ワールドゲームズ協会正会員及びこれに準じる団体（以下「中央競技団体等」という。）が連続して3年以上開催する東日本のおおむね全ての都道府県（以下「東日本規模」という。）以上から参加のあるスポーツ大会等（以下「メッカづくり事業」という。）については、第1項による算出額に50万円を加算した額とする。また、新たに中央競技団体等に所属する団体（中央競技団体等に属する都道府県や市区町村支部等の団体）が連続して3年以上開催する東日本規模以上のスポーツ大会等（以下「推奨事業」という。）については、第1項による算出額に全国規模にあつては20万円を、東日本規模にあつては10万円を加算した額とする。

3 第1項及び前項の助成金の額は、全国規模にあつては100万円、ブロック規模（東日本規模含む。）にあつては50万円と、当該スポーツ大会等の開催経費から収入額（本助成金を除く。）を除いた金額のどちらか低いほうの額を限度とする。

4 前項における開催経費とは、次に掲げる(1)から(7)のうち前橋市内で消費されたもの及びその他会長が認めたものとする。

- (1) 旅 費
- (2) 宿泊費
- (3) 会場費
- (4) 通信費
- (5) 運搬費
- (6) 印刷費
- (7) 需用費

（交付の申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする主催団体の代表者（以下「申請人」という。）は、スポーツ大会等開催助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければな

北海道・東北地区：北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
関東地区：茨城県・栃木県・群馬県・山梨県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
北信越地区：新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県
東海地区：静岡県・愛知県・岐阜県・三重県
近畿地区：滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国地区：鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国地区：徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州・沖縄地区：福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

2 前条第1項の各号の要件に該当し、かつ日本スポーツ協会加盟団体、日本ワールドゲームズ協会正会員及びこれに準じる団体（以下「中央競技団体等」という。）が連続して3年以上開催する東日本のおおむね全ての都道府県（以下「東日本規模」という。）以上から参加のあるスポーツ大会等（以下「メッカづくり事業」という。）については、第1項による算出額に25万円を加算した額とする。また、新たに中央競技団体等に所属する団体（中央競技団体等に属する都道府県や市区町村支部等の団体）が連続して3年以上開催する東日本規模以上のスポーツ大会等（以下「推奨事業」という。）については、第1項による算出額に全国規模にあつては10万円を、東日本規模にあつては5万円を加算した額とする。

3 第1項及び前項の助成金の額は、全国規模にあつては50万円、ブロック規模（東日本規模含む。）にあつては25万円と、当該スポーツ大会等の開催経費から収入額（本助成金を除く。）を除いた金額のどちらか低いほうの額を限度とする。

4 前項における開催経費とは、次に掲げる(1)から(7)のうち前橋市内で消費されたもの及びその他会長が認めたものとする。

- (1) 旅 費
- (2) 宿泊費
- (3) 会場費
- (4) 通信費
- (5) 運搬費
- (6) 印刷費
- (7) 需用費

（交付の申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする主催団体の代表者（以下「申請人」という。）は、スポーツ大会等開催助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければな

らない。

- (1) 定款、寄附行為、会則又は規約等
- (2) 事業計画書、収支予算計画書
- (3) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める資料

2 前項の規定による申請は、スポーツ大会等開催前年度の8月末日までに行わなければならない。ただし、会長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 会長は、当該申請が助成金を交付すべきものと認めるときは、スポーツ大会等開催助成金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと認められたものについては、スポーツ大会等開催助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請人に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により助成金の交付を決定した場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

(申請内容の変更)

第6条 前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた申請人は、事業計画、予算及び事業内容等を変更（会長が認める軽微な変更を除く。）し、又は、スポーツ大会等の開催が困難になった場合は、速やかにスポーツ大会等開催助成金事業変更申請書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による変更申請があった場合、その申請内容を確認した上で、スポーツ大会等開催助成金事業変更承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により、申請人に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 助成金の交付決定を受けた申請人は、事業終了後30日以内にその開催状況について、スポーツ大会等開催実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して会長に報告するものとする。

- (1) 参加者の所在する都道府県名や所属団体がわかる大会プログラムや参加者名簿等。
- (2) 前橋SCが規定する主催者アンケート。
- (3) 次の計算式により算出した市内宿泊率が確認できるもの。

市内宿泊率（％）

$$\frac{\text{市内延べ宿泊数}}{\text{県外参加者数} \times (\text{大会会期} - 1)} \times 100 (\%)$$

らない。

- (1) 定款、寄附行為、会則又は規約等
- (2) 事業計画書、収支予算計画書
- (3) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める資料

2 前項の規定による申請は、スポーツ大会等開催前年度の8月末日までに行わなければならない。ただし、会長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 会長は、当該申請が助成金を交付すべきものと認めるときは、スポーツ大会等開催助成金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと認められたものについては、スポーツ大会等開催助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請人に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により助成金の交付を決定した場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

(申請内容の変更)

第6条 前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた申請人は、事業計画、予算及び事業内容等を変更（会長が認める軽微な変更を除く。）し、又は、スポーツ大会等の開催が困難になった場合は、速やかにスポーツ大会等開催助成金事業変更申請書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による変更申請があった場合、その申請内容を確認した上で、スポーツ大会等開催助成金事業変更承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により、申請人に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 助成金の交付決定を受けた申請人は、事業終了後30日以内にその開催状況について、スポーツ大会等開催実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して会長に報告するものとする。

- (1) 参加者の所在する都道府県名や所属団体がわかる大会プログラムや参加者名簿等。
- (2) 前橋SCが規定する主催者アンケート。
- (3) 次の計算式により算出した市内宿泊率が確認できるもの。

市内宿泊率（％）

$$\frac{\text{市内延べ宿泊数}}{\text{県外参加者数} \times (\text{大会会期} - 1)} \times 100 (\%)$$

2 会長は、必要と認めるときは、助成金の使用状況等について調査を行うことができる。

(交付額の確定)

第8条 会長は、前条第1項の報告について、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付額を確定し、スポーツ大会等開催助成金交付額確定通知書(様式第7号)により、申請人に通知するものとする。

2 前条第1項第3号の規定による市内宿泊率が70%未満の場合には第3条第1項に規定する助成金額に90%を乗じた金額、60%未満の場合には同助成金額に80%を乗じた金額、50%以下の場合には同助成金額に70%を乗じた金額の補助を行うこととする。

但し、第3条第2項に規定するメッカづくり事業には適用しない。

(交付の請求)

第9条 申請人は、前条の規定による通知を受けた場合、速やかにスポーツ大会等開催助成金交付請求書(様式第8号)を会長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第10条 助成金の交付は、前条の規定による請求に基づき、申請人名義の口座に直接振り込むことにより、これを行うものとする。

(助成金の返還)

第11条 会長は、助成金の交付を受けた申請人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 申請事項に虚偽又は事実と相違する記載があった場合
- (2) 助成金を他の用途に使用した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が不相当と認める事由が生じた場合

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月17日より施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月11日より施行する。但し、第8条第2項については平成32年(2020年)4月1日から施行する。

2 会長は、必要と認めるときは、助成金の使用状況等について調査を行うことができる。

(交付額の確定)

第8条 会長は、前条第1項の報告について、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付額を確定し、スポーツ大会等開催助成金交付額確定通知書(様式第7号)により、申請人に通知するものとする。

2 前条第1項第3号の規定による市内宿泊率が70%未満の場合には第3条第1項に規定する助成金額に90%を乗じた金額、60%未満の場合には同助成金額に80%を乗じた金額、50%以下の場合には同助成金額に70%を乗じた金額の補助を行うこととする。

但し、第3条第2項に規定するメッカづくり事業には適用しない。

(交付の請求)

第9条 申請人は、前条の規定による通知を受けた場合、速やかにスポーツ大会等開催助成金交付請求書(様式第8号)を会長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第10条 助成金の交付は、前条の規定による請求に基づき、申請人名義の口座に直接振り込むことにより、これを行うものとする。

(助成金の返還)

第11条 会長は、助成金の交付を受けた申請人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 申請事項に虚偽又は事実と相違する記載があった場合
- (2) 助成金を他の用途に使用した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が不相当と認める事由が生じた場合

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月17日より施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月11日より施行する。但し、第8条第2項については平成32年(2020年)4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。